①　ジャパンリアライズ株式会社

ジャパンリアライズ株式会社（以下、「Ｊ社」という。）並びにＪ社の代表取締役Ａ及び従業員Ｂ（以下、「Ｊ社ら」という。）は、平成20年11月頃から同23年４月までの間、合計20本の組合契約（以下、この１において「ＪＲファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っていた。Ｊ社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、ＪＲファンドの出資対象事業はいずれも同一であった。

そうすると、ＪＲファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下、この１において「特例業務」という。）の私募の要件として、６か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下、この１において「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年４月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていなかった。また、ＪＲファンドは、特例業務の運用の要件として、ＪＲファンド全体で、適格機関投資家１名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のＪＲファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、同21年８月末以降、49名を超え、同23年３月末現在約100名であり、この要件を満たしていなかった。

Ｊ社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。

また、Ｊ社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしていたが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成23年５月２日を募集開始日とする新たなＪＲファンドの勧誘を企画していた。

このため、平成23年４月28日、証券監視委は札幌地方裁判所に対し、Ｊ社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項第５号及び第６号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと並びに金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと（ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。））の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、札幌地方裁判所は、平成23年５月13日、Ｊ社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

②　株式会社ベネフィットアロー

株式会社ベネフィットアロー（以下、「Ｂ社」という。）は、平成22年11月頃以降、有限会社フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下、この２において「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。Ｂ社代表取締役Ａ及びＢ社の株主であるＢは、Ｂ社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。

Ｂ社関係者であるＣは、平成22年６月頃以降、当社、株式会社コンサルティングファーム（東京都中央区）、Ｒリサーチ株式会社（東京都中央区）、株式会社セカンドミリオン（東京都港区）、リミックスマネージメント株式会社（東京都台東区）、フロンティアターゲット株式会社（東京都台東区）及び株式会社ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。

上記行為は、いずれも、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。

Ｂ社に対しては、平成23年４月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、Ｂ社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Ｃは、Ｂ社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものであった。

このため、平成23年６月24日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、Ｂ社及びＢ社代表取締役Ａ並びにＢ社関係者Ｂ及びＣ（以下、「Ｂ社ら」という。）を被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、平成23年７月５日及び同15日、Ｂ社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

③　株式会社Ｅファクトリー及び株式会社エクセレント

株式会社Ｅファクトリー（以下「Ｅファクトリー社」という。）及び株式会社エクセレント（以下「エクセレント社」といい、「Ｅファクトリー社」及び「エクセレント社」併せて以下「両社」という。）は、Ｅファクトリー社代表取締役かつエクセレント社取締役であるＡ（以下「両社」及び「Ａ」を併せて「両社ら」という。）の指示の下、平成23年１月から同年11月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。

⑴　両社は、顧客による出資金のうち一律に50％に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。

⑵　両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率３％から８％（なお、年率は各ファンド毎に異なる。）を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。

⑶　両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。

上記行為は、金商法第63条第４項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第１号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。

両社に対しては、平成22年12月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、同23年10月にＥファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年11月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を行う意向が認められた。

このため、平成23年12月22日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、両社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第63条第１項第１号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、平成24年２月３日、両社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、無登録業者等からの勧誘は違法行為であり、様々なトラブルを生じていることから、一切関わりにならないよう御注意いただきたい。